

## 入院に際して必要な手続き・書類について

1. 当院の重症心身障害児(者)病棟への入院に際しては、以下の手続きが必要になります。

・18 歳未満

- ①重症心身障害児施設サービス利用契約重要事項説明書への同意
- ②重症心身障害児施設サービス利用契約書の締結

・18 歳以上

- ①療養介護サービス利用契約重要事項説明書への同意
- ②療養介護サービス利用契約書の締結

なお、利用者さんが未成年の場合は保護者の方と契約を締結し、利用者さんが成年である場合は、利用者さんの成年後見人と契約を締結します。(その場合、家庭裁判所へ成年後見人の申し立てを行ってください。)

2. 当院のサービス利用は、以下のとおり支給決定を受けた方が対象となります。

・18 歳未満：申請窓口は徳島県障がい福祉課となります。

- ①入所受給者証
- ②障害児入所医療受給者証

・18 歳以上：申請窓口は各市町村となります。

- ①障害福祉サービス受給者証
- ②療養介護医療受給者証

各窓口へ必要書類を揃えて、申請をしてください。

受給者証交付後の入院となりますので、交付された受給者証を当院へ提示してください。

その他、病院へ提示していただくものは以下のとおりです。

- ①マイナ保険証もしくは健康保険証
- ②重度心身障害者等医療費受給者証
- ③食事療養費「標準負担額減額認定証」
- ④身体障害者手帳および療育手帳（お持ちの方）
- ⑤成年後見登記事項証明書（利用者の方が成人の場合）
- ⑥口座振替のための通帳と登録印鑑（成人の方は年金口座のもの）
- ⑦印鑑（契約締結のため）

3. 入院に係る費用については、世帯収入に応じて決定される医療費・福祉サービス費・食費の「負担上限額」と日用品費を負担いただきます。  
口座を登録いただき、口座振替にて領収します。

4. その他不明な点がありましたら、担当者まで問い合わせください。

【担当者】

独立行政法人国立病院機構とくしま医療センター東病院 企画課（医事）入院係長

TEL：088-672-1171（代表）